

地方分権改革推進委員会 第2次勧告〔国の出先機関の見直し〕(概要)

平成20年12月8日

基本的考え方

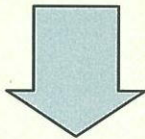
- 国と地方の役割分担の見直し(住民に身近な行政は地方へ)
- 「二重行政」の弊害の徹底排除
- 国と地方を通じた行政の簡素化・効率化
- 地域住民の目の届くものとする仕組み
- 地方再生、地域振興

事務・権限の見直し

第1次勧告で示し、中間報告で具体化した、

「国の出先機関の事務・権限の仕分けの考え方」

〔 出先機関の事務・権限を、①重複型、②分担型、③関与型、④国専担型〕
を基本に分類し、それぞれの分類ごとに仕分けの考え方を提示



・各府省から「仕分け」の見解を聴取
・関係府省からのヒアリング結果、全国知事会など関係者の意見等を考慮

対象機関の事務・権限を仕分け

- ・廃止(民営化、独立行政法人化を含む。)を検討するもの
- ・地方への移譲を検討するもの 等

【事務・権限の見直しの具体的内容】⇒ 別添1参照
・8府省15系統の116事項の事務・権限を見直し

事務・権限と組織の見直しに伴う人員・財源の取扱い

- 人員の移管等の取扱い
 - ・仕事の地方への移譲に伴い、人材や必要な財源を地方に確保
 - ・事務・権限の地方移譲に伴う職員の移行等
 - ・事務・権限の廃止縮小、組織の統廃合等に伴う要員規模のスリム化
- ⇒ 円滑な実施をはかる仕組みの検討
 - ・総合調整を行うための国と地方を通じた横断的組織(本部)の設置
 - ・制度的な措置(退職金の負担、身分の取扱い、処遇上の取扱い等) 等
- 財源の手当ての取扱い……必要な財源確保に向け、引き続き検討

経緯

- 19.5 経済財政諮問会議が8府省15系統の国の出先機関の見直しを提案
- 19.6 「骨太方針2007」—政府から委員会に検討要請
- 20.5 第1次勧告(基本方向を提示) ⇒ 20.6 「骨太方針2008」
- 20.8 中間報告(仕分けの考え方の具体化等)
⇒ 出先機関の事務・権限の「仕分け」について各府省の見解を聴取

組織の見直し

◇事務・権限の見直しに応じ、組織について見直し

① 二重行政の弊害は正の観点からの組織の見直し

ア 府省を超えた総合的な出先機関への統廃合
(地方再生や地域振興の観点等から編成する総合的な出先機関)

イ 同一府省における出先機関の統廃合

ウ 府県単位機関のブロック単位機関への統廃合

※ 社会情勢の変化により業務そのものが不要となるものは、組織を廃止

② 二重行政の弊害がない場合には現行の組織を存続

◇地域との連携やガバナンスの確保の仕組み

○ 総合的な出先機関と地元自治体との協議機関の設置

- ・協議会を法律上明確に位置付け
- ・域内の都道府県知事、政令市市長と市長会・町村会の代表者で構成
- ・直轄公共事業の整備計画、次年度の事業計画、予算・決算の案等を付議

○ 公共事業の適正性、透明性を確保する仕組み

- ・個別事業の積算や明細の情報開示等

【組織の改革の方向性】⇒ 別添2参照

出先機関の改革の実現に向けて

- 勧告の方向に沿って、改革の実現に向けた工程表となる計画を20年度内に策定することと、推進のための体制づくりを、政府に要請
- 道路・河川の移管に係る国と都道府県との個別協議については、都道府県から要望があった区間等も含め、早急に結論を出すよう要請